

令和4年度 公文書開示（12月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
1	R4. 10. 7	R4. 12. 2	火災調査書類（令和4年5月31日3鷹予第30号）のうち、以下の書類 1 火災調査書（別記様式第15号及び別記様式第15号の2） 2 出火原因判定書（別記様式第16号及び別記様式第26号） 3 現場見分調書（別記様式第18号及び別記様式第26号） 4 現場質問調書（別記様式第19号及び別記様式第26号） 5 質問調書（別記様式第19号及び別記様式第26号）	86		●													（2号）関係者の氏名等の情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。 （6号）関係者等の供述内容は、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	東京消防庁 予防部 調査課	
2	R4. 11. 24	R4. 12. 2	○（渋谷区○丁目○番○号）に係る防火対象物使用（変更）届出書その1（昭和56年7月25日第512号）	26		●													仕上表、採光計算表の一部及び住宅部分は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）第7条第2号に該当する。 住宅及び共同住宅の共用部は、公にすることにより建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため条例第7条第4号に該当する。	東京消防庁 予防部 予防課	
3	R4. 11. 24	R4. 12. 2	○（渋谷区○丁目○番○号）に係る防火対象物使用（変更）届出書その1（昭和48年9月19日収第227号）	19	●															東京消防庁 予防部 予防課	
4	R4. 11. 24	R4. 12. 2	○（渋谷区○丁目○番○号）に係る確認年月日（昭和56年7月25日）以降に届出られた各テナントにおける防火対象物使用開始届出書一式及び防火対象物工事等計画届出書一式																	当該公文書は届出された事実がないため、存在しない。	東京消防庁 予防部 予防課



















